

と直接折衝されるのが慣例でございましたが、議員提出法提案あるいは議案の修正の場合には、直接その筋と折衝されることなく、一應専外課及び法制局を必ず通じて、その筋と折衝されるようにしておきたいと思います。その点特に御了承願いたいと存じます。

ちよつと遠記をとめて。

〔速記中止〕

○原稿用紙 それでは速記を始めてください。

これから日程に入ります。日程第一、文部省著作教科書の出版権等に関する法律案を講題としたまます。政府より提案理由の説明を求めます。

文部省著作教科書の出版権等に関する法律案

文部省著作教科書の出版権等に関する法律

(著作権の管理)

第一條 文部省が著作の名義を有する教科書（以下單に「教科書」という。）の著作権は、文部大臣が管理するものとする。

文部大臣は、教科書の出版権等を下單に「出版権」という。）を設定することができる。

第二條 (明治三十二年法律第三十九号) この法律で「著作権」とは、著作権を定める権利を、「出版権」とは、同法第二十八條ノ二の規定により設定する権利をいう。

(賃貸契約)

第三條 文部大臣は、著作権を有する者を受けなければならない。

第二節 出版権を取得しようとする者は、その資格について文部大臣の審査を受けなければならない。

第三節 賃貸者が契約を結ばないことを期するために、出版権を

取扱しようとする者が良質の教科書を学校において必要とする時期までに製造供給するにたる事業能力及び

信用状態を有するかどうかを、第四條の規定による競争を行わせるに先立つて審査することを目的とする。

(教科書出版費審査会)

第三條 文部大臣は、前條の審査を行ふに当つては、教科書出版費審査会（以下「審査会」という。）に請問しなければならない。

2 審査会は、審査員二十人以内で組成する。

3 前項の審査員は、学識経験者及び関係各省各廳の職員の中から、文部大臣が任命する。

4 前三項に定めるものを除くほか、審査会に關して必要な事項は、政令で定める。

(出版権設定契約の方式)

第四條 出版権の設定は、第三條の審査会に合格した者の競争によつて行なう。但し、競争に付するいとまがないときは、第二條の審査に合格した者との隨意契約によることができる。

5 文部大臣又はその委任を受けた官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を予定し、その予定製造原價を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならぬ。

6 教科書の定価は、第一項の規定による製造原價の入札價格を基準として算定するものとする。

(開札)

第七條 開札は、公告に示した場所及び日時において、入札者の面前において行なはなければならない。但し、入札者を出席しない者があるときは、入札事務に立ち合わせなければならぬ。

8 入札者は、一旦提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

第九條 出版権の存続期間中物價の変動その他やむを得ない事由によつて、出版権者の引き受けた製造原價を変更する必要が生じたときは、文部大臣は、出版権者と協議してこれを改定することができる。

(入札)

第六條 競争は、教科書一部当りの製造原價について入札の方法によつて行い、文部大臣の予定した製造原價

以内において最も低額の入札をした者に出版権を設定するものとする。

2 競争に付しようとすると、そぞらのうち、第六條第五項の規定により予定した製造原價の制限に達した

日の入札期日の前日から起算し少くと百十日前に、官報、新聞紙、掲示その他他の方法をもつて公告しなければならない。但し、急を要する場合には

おいては、その期間を五日までに短縮することができる。

3 前項の規定による公告は、左に掲げる事項について行うものとする。

1 教科書の種類及び最初に発行を予定される部数

2 前項の規定によつて行うものとする。

3 前項の規定によつて行うものとする。

4 前三項の規定及び第六條第二項の規定によつて行うものとする。

5 前項第三号の製造原價の算出の基準については、あらかじめ文部省令で定める。

6 文部大臣又はその委任を受けた官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を予定し、その予定製造原價を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならぬ。

7 教科書の定価は、第一項の規定による製造原價の入札價格を基準として算定するものとする。

(発行業務)

第十條 入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付しようとするとときは、第六條第二項の期間は、五日までに短縮することができる。

8 入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付しようとするとときは、第六條第二項の期間は、五日までに短縮することができる。

(出版料の減免)

第十一條 出版権の設定を受けた者は、(以下「出版者」という。)は、教科書の発行に關する臨時措置法(昭和十三年法律第百三十二号)第八條の規定により、文部大臣が都道府県教育委員会の報告した教科書の需要を基準にして発行すべき教科書の種類及び部数を指示したときは、その指示した発行を引き受けなければならぬ。

9 入札者は、一旦提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

10 第十二条 出版権の存続期間中物價の変動その他やむを得ない事由によつて、出版権者の引き受けた製造原價を変更する必要が生じたときは、文部大臣は、出版権者と協議してこれを改定することができる。

(出版料の改定)

第十三条 出版権者は、出版権者と協議してこれを改定することができる。

2 第十二条又は第十三条に規定する義務を怠つたとき。

3 教科書の発行に關する臨時措置法第十四条又は第十五条の規定に

した場合に予定價格以内における送り者がない場合に再度の入札を行うことができる規定といたるようなものを順序によりまして規定いたしたわけでござります。

第十一条の規定は、かくのことき手続を経て出版権の設定をいたしました場合におきましては、出版業者は教科書の発行に関する臨時指揮法の適用を受けなければならぬ。すなわち同法の規定によりまして、文部大臣が都道府県教育委員会を通じて策めました教科書の需要数を基礎として発行部数を引受けなければならぬ趣旨の規定でございます。

かくのごとく出版権を設定いたしまして文部省著作教科書を発行せました場合に、その後社会情勢の変化によりまして、物價の変動その他やむを得ない事由によつて、入札の際の製造原価を改訂しなければならぬ必要が生じました場合におきましては、第十二條

第三項は、出版権の設定を受けました者は、出版部数に應じまして一定の出版料、つまり一般の出版物につきますいわゆる印税に相当する性質のものでござりますが、それを國庫に納付しなければならないといふ趣旨の規定を設けております。

第十四條におきましては、渠等その他出版業者の質に付すべからざる事由によりまして製造供給ができなくなつた場合には、ただいま申し上げました出

版料納付の義務を減免することができることと規定しておきます。

次に出版権の調度に関する規定であります。まず、出版権者において種々の理由によりまして、出版権を他人に譲渡したいという場合におきましては、文部大臣の認可を経て譲渡することができる趣旨の規定を設けた次第でござります。

以上大体御説明申し上げた次第であります。

前項の大学は短期大学と称する。第一項の大学には第六十二條の規定は、これを適用しない。

第二項の大学は短期大学と称する。第一項の大学には第六十二條の規定は、これを適用しない。

次に規定いたしております第五十五条は、出版権者において種々の理由によりまして、出版料を減免することができるという趣旨の規定を設けてあるのであります。

次に出版権の調度に関する規定であります。次に規定いたしております第五十五条は、出版権者において種々の理由によりまして、出版料を減免することができるという趣旨の規定を設けてあるのであります。

次に出版権の調度に関する規定であります。次に規定いたしております第五十五条は、出版権者において種々の理由によりまして、出版料を減免することができるという趣旨の規定を設けた次第でござります。

以上大体御説明申し上げた次第であります。

第二項の大学は短期大学と称する。第一項の大学には第六十二條の規定は、これを適用しない。

第二項の大学は短期大学と称する。第一項の大学には第六十二條の規定は、これを適用しない。

次に規定いたしておきます第五十五条は、出版権者において種々の理由によりまして、出版料を減免することができるという趣旨の規定を設けてあるのであります。

次に規定いたしておきます第五十五条は、出版権者において種々の理由によりまして、出版料を減免することができるという趣旨の規定を設けてあるのであります。

次に規定いたしておきます第五十五条は、出版権者において種々の理由によりまして、出版料を減免することができるという趣旨の規定を設けた次第でござります。

以上大体御説明申し上げた次第であります。

第二項の大学は短期大学と称する。第一項の大学には第六十二條の規定は、これを適用しない。

第二項の大学は短期大学と称する。第一項の大学には第六十二條の規定は、これを適用しない。

考るのであります。従つて当分の間、修業年限二年または三年の短期大学の制度を認める事により、一面すみやかに新学期の完成をはかるとともに、他面社会の要望に沿いたいと考えるのでござります。

次にこの法律案の骨子とするところを説明いたします。

まず第一は、学校教育法の規定によれば、新制大学の入学資格は、新制高等学校卒業程度をもつて原則とするのであります。が、医学または薬学の学部を出て大學に入学しようとする者の入学者資格について、特例を認めて、より高い程度、すなわち他の学部において二年以上在学して、所定の課程を修了した者と認めようとするのであります。

次に新制大学の修業年限は、学校教育法に規定することなく、四年をもつて原則としますが、これを二年または三年に縮短した短期大学をも認めることがあります。然るこの短期大学の取扱い方ににつきましては、大學院を置くことを認めないこととし、その他すべて四年制大学に關する規定を適用するものであります。

最後に、短期大学を卒業した者の方、さらに四年制の大学へ進學する希望を有する者については、一定の基準に従い、四年制大学の相應学年に編入する道を開こうとするものであります。

なお、短期大学の実施につきましては、諸般の準備を必要といたしますので、昭和二十五年度より開始することとしたいたいと存ずるのであります。
以上が本法律案の提案理由とその骨子

子とするところであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○原委員長 なお稻田政府委員より内

容についての説明を求めます。

○稻田政府委員 本案の内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

最初の規定は、医学または薬学の学部への入学資格に關する規定であります。御承知のことく学校教育法第五十一条には、大学の入学資格が規定されおりまして、高等学校を卒業した者、もしくは通常の課程による十二年者、もしくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者が、大学の入学資格になつておるわけであります。

が、医学または薬学の学部に附する限り、これに附しまする例外規定をこなしておる所以、医学または

は薬学以外の学部において二年以上在学して、監察官の定める課程を修することをもつて入学資格といたした次第でござります。

○原委員長 質疑はあとまわしといつておりまして、日程を追加いたしまして國立学校設置法を議題といたします。政府の説明を求めます。

目次
国立学校設置法
第二章 総則(第一條・第二條)
第三章 国立大学(第三條・第八條)
第四章 國立の各種学校(第十條)
第五章 嘉農及び職(第十二條・第一
十二条)
(設置及び所管)
第六章 基則(第十五條)
(附則)

第一章 総則
(第一條 この法律により、國立学校を設置する。)

第一條

國立学校は、文部大臣の所轄に属す。
二 第一章 総則
(第一條 この法律により、國立学校を設置する。)

それから次に第七百十條といたしまして、いわゆる短期大学を卒業した者が普通の大学学部に入學する場合、編入学する規定は常備的関係もありまして、前の規定は改正の範囲から施行するのであります。が、短期大学に關しまする規定は常備的関係もありまして、明年度から施行する。しかもまた改正の範囲がありますので、昭和二十五年三月一日から施行するといふ趣旨の規定を設けた次第であります。

それから附則といたしまして、前の規定は常備的関係もありまして、明年度から施行する。しかもまた改正の範囲がありますので、昭和二十五年三月一日から施行するといふ趣旨の規定を設けた次第であります。

は、学校教育法(昭和二十二年法律第十六号)第一條に定める学校のうち、國立の大学及び高等学校並びに同法第八十三条に定める各種学校で國立のものをいう。

第三節 國立大学の名称、位置、学部等
國立大学の名称、位置、学部等とその國立大学に包括される学校は、左表に掲げる通りとする。

國立大学の名称	位 置	学 部
北海道大学	北海道	法医学部、医学部、理学部、生物学部、工学部、農業学部、水産学部
東北大学	東北	醫学部、歯医学部、工業技術学部、農業技術学部、森林学部、園芸学部、林業学部
岩手大学	岩手県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
弘前大学	青森県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
山形大学	山形県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
東北大	福島県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
岩手大学	岩手県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
北海道大学	北海道	醫学部、歯医学部、工業技術学部、農業技術学部、森林学部、園芸学部、林業学部
東北大学	東北	醫学部、歯医学部、工業技術学部、農業技術学部、森林学部、園芸学部、林業学部
岩手大学	岩手県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
弘前大学	青森県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
山形大学	山形県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
東北大	福島県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
岩手大学	岩手県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
弘前大学	青森県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
山形大学	山形県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
東北大	福島県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
岩手大学	岩手県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
北海道大学	北海道	醫学部、歯医学部、工業技術学部、農業技術学部、森林学部、園芸学部、林業学部
東北大学	東北	醫学部、歯医学部、工業技術学部、農業技術学部、森林学部、園芸学部、林業学部
岩手大学	岩手県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
弘前大学	青森県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
山形大学	山形県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
東北大	福島県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
岩手大学	岩手県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
北海道大学	北海道	醫学部、歯医学部、工業技術学部、農業技術学部、森林学部、園芸学部、林業学部
東北大学	東北	醫学部、歯医学部、工業技術学部、農業技術学部、森林学部、園芸学部、林業学部
岩手大学	岩手県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
弘前大学	青森県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
山形大学	山形県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
東北大	福島県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部
岩手大学	岩手県	文理学部、医学部、教育学部、理学部、農芸学部、工学部、農業学部

東京文教大學	東京藝術大學	東京理工大學	東京外國語大學	東京大學	千葉大學	埼玉大學	群馬大學	栃木縣	茨城縣	水戸高等農業學校	多賀工藝菜專門學校
休學部	文理學部	美術學部	農經學部	外國語學部	盛工科教育學部	國立農業大學	教育學部	医学部	医学部	宇都宮農林專門學校	宇都宮高等師範學校
東京高等體育管理科學專門學校	東京高等體育管理科學專門學校	東京美術學校	東京農林專門學校	東京高等師範學校	東京第一高等師範學校	千葉農業大學	埼玉農業大學	群馬農業大學	栃木青年師範學校	前橋農業大學	水戸高等師範學校
信州大學	山梨大學	福井大學	金沢大學	富山大學	新潟大學	精武國立大學	東京水産大學	一橋大學	電氣通信大學	東京工業大學	東京工業大學附屬高級工業研究所
長野縣	山梨縣	福井縣	石川縣	富山縣	新潟縣	神奈川縣	水產學部	經濟學部	社會學部	理工學部	東京女子高等師範學校
農工科教育學部	文理學部	工學部	工學部	工學部	農工科教育學部	人文學部	經濟學部	法律學部	政治學部	文學部	東京女子高等農業大學附屬高級工業研究所
長野日本医科大学	松本医科大学	山梨製工高等師範學校	福井農業專門學校	富山農業專門學校	新潟農業專門學校	新潟農業專門學校	新潟農業專門學校	新潟農業專門學校	東京商科大學	東京女子高等農業大學附屬高級工業研究所	東京女子高等農業大學附屬高級工業研究所

岐阜大學	岐阜縣	學文系部											
靜岡大學	靜岡縣												
名古屋大學	愛知縣												
福島大學	福島縣												
京都大學	京都府												
大阪大學	大阪府												
外國語學部	工醫理法文學部	織染學部	學芸學部	農工醫理法文學部	紡織學部	工業部	學芸學部	工醫理法文學部	教文學部	工醫理法文學部	教文學部	岐阜農林專門學校	岐阜青年師範學校
大阪外國語大學	大阪外事專門學校	大阪外事專門學校	大阪外事專門學校	京都大學附屬高級師範學校	京都大學附屬高級師範學校	第三高中等學校	滋賀高級師範學校	滋賀高級師範學校	農業高級師範學校	農業高級師範學校	農業高級師範學校	靜岡高級師範學校	靜岡高級師範學校
山口大學	山口縣	廣島大學	岡山大學	島根大學	鳥取大學	和歌山大學	奈良女子大學	奈良女子大學	和歌山縣	奈良縣	和歌山縣	大坂學芸大學	大坂第一師範學校
德島大學	德島縣												
工教學部	農工經勤文學部	水工理及教育文學部	農医教育文學部	教育文學部	農學部	理政文學部	文政文學部	工經勤文學部	農政文學部	文政文學部	農政文學部	神戶經濟專門大學子科	大坂第二師範學校
德島師範學校	德島師範學校	德島師範學校	德島師範學校	德島師範學校	德島師範學校	德島師範學校	德島師範學校	德島師範學校	德島師範學校	德島師範學校	德島師範學校	兵庫師範學校	兵庫師範學校

(附屬の研究所)
第四條 國立大學に、左表の通り、研究所を附屬する。

香川大学	香川縣						
愛媛大学	高知縣	愛媛縣	高知縣	高知縣	高知縣	高知縣	高知縣
高知大学	高知縣						
福岡学芸大学	福岡縣						
九州大学	福岡縣						
九州工業大学	佐賀縣						
佐賀大学	佐賀縣						
長崎大学	長崎縣						
大分大学	大分縣						
鹿兒島大学	宮崎縣						

大学の名称	研究所の名称	位置	目的
(附屬の研究所)			
北海道大学	低温科学研究所	北海道	低温における科学的現象に関する学理及びその應用の研究
鹿児島大学	應用電氣研究所	鹿児島	電氣の應用に関する総合研究
千葉大学	無機材料研究所	千葉県	無機に関する學理及びその應用の研究
東北大	有機材料研究所	東北地方	東北地方における農産(林産及び漁産を含む)及び水産に因する學理並びにその應用の研究
筑波大学	選鉱製錬研究所	茨城県	重要金屬の選鉱及び製錬に関する學理及びその應用の研究
高崎大学	農業研究所	群馬県	農業の應用の研究
高崎農業大学	微生物研究所	群馬県	微生物の予防及び治療に関する學理及びその應用の研究
高崎師範学校	抗酸菌病研究所	群馬県	抗酸菌病の予防及び治療に関する學理及びその應用の研究
高崎師範学校	科学計測研究所	群馬県	科学計測に関する學理及びその應用の研究
高崎師範学校	電気通信研究所	群馬県	電気通信に関する學理及びその應用の研究
高崎師範学校	高電力研究所	群馬県	高電力に関する學理及びその應用の研究
高崎師範学校	非水溶液化学生研究所	群馬県	非水溶液化学生に関する學理及びその應用の研究
東京大文台	ガラス研究所	千葉県	ガラスに関する學理及びその應用の研究
地質研究所	腐殖研究室	千葉県	腐殖に関する學理及びその應用の研究
鹿児島大学	傳染病研究所	鹿児島県	傳染病その他の病原の検索並びに予防治療に関する學理及びその應用の研究
鹿児島大学	東京大文台	鹿児島県	天文学に因する學理及びその應用の研究
鹿児島大学	地質研究所	鹿児島県	地質の學理及び地質探査法に関する學理並びに地盤構造及び地質探査法に関する研究

東洋文化研究所		東洋文化に関する総合研究	
立地自然科学研究所	立地自然科学の総合研究	國氏生活に必要な資源に関する立地自然科學の學理及びその應用の総合研究	東京都
ふく射線化学研究所	ふく射線化学の総合研究	電波、赤外線、光波等のよく射線に関する化學的學理及びその應用の研究	東京都
理工学研究所	理工学の総合研究	電波、赤外線、光波等のよく射線に関する化學的學理及びその應用の研究	東京都
社会科学研究所	社会科学に関する総合研究	電波、赤外線、光波等のよく射線に関する化學的學理及びその應用の研究	東京都
新聞研究所	新聞及び時事についての出版、放送又は映画に於ける事実又は從事しようとする者の指導及び養成	新聞及び時事についての出版、放送又は映画に於ける事実又は從事しようとする者の指導及び養成	東京都
生態技術研究所	生態技術の総合研究並びに研究成果の実用化試験	生态技術の総合研究並びに研究成果の実用化試験	千葉縣
建築材料研究所	建築材料に関する学理及びその應用の研究	建築材料に関する学理及びその應用の研究	東京都
資源化学研究所	資源に関する化学の學理及びその應用の研究	資源に関する化学の學理及びその應用の研究	東京都
精密機械研究所	精密機械に関する学理及びその應用の研究	精密機械に関する学理及びその應用の研究	東京都
電気科学研究所	電気科学に関する学理及びその應用の研究	電気科学に関する学理及びその應用の研究	東京都
燃科研究所	燃料科学の學理及びその應用の研究	燃料科学の學理及びその應用の研究	東京都
一橋大学	経済研究所	日本及び世界の經濟の総合研究	東京都
金沢大学	結核研究所	結核の予防及び治療に関する学理及びその應用の研究	石川縣
名古屋大学	環境医学研究所	環境医学に関する学理及びその應用の研究	愛知縣
東京文教大学	光学研究所	光学に関する学理及びその應用の研究	東京都
東京文教大学	新聞研究所	新聞及び時事についての出版、放送又は映画に於ける事実又は從事しようとする者の指導及び養成	東京都
東京文教大学	生態技術研究所	生态技术の総合研究並びに研究成果の実用化試験	千葉縣
東京文教大学	建築材料研究所	建築材料に関する学理及びその應用の研究	東京都
東京文教大学	資源化学研究所	資源に関する化学の學理及びその應用の研究	東京都
東京文教大学	精密機械研究所	精密機械に関する学理及びその應用の研究	東京都
東京文教大学	電気科学研究所	電気科学に関する学理及びその應用の研究	東京都
東京文教大学	燃科研究所	燃料科学の學理及びその應用の研究	東京都
大阪大学	音響科学研究所	音響科学の総合研究	大阪府
大阪府立大学	経済経営研究所	経済経営の総合研究	大阪府
岡山大学	放射能東洋研究所	放射能東洋の総合研究	島根縣
廣島大学	理論物理学研究所	理論物理学の総合研究	廣島縣
九州大学	温泉治療学研究所	温泉治療学の総合研究	大分縣
九州大学	流体工学研究所	流体工学の総合研究	大分縣
九州大学	弹性工学研究所	弹性工学の総合研究	福岡縣
九州大学	建築労働研究所	建築労働に関する総合研究	福岡縣
長崎大学	生産科学研究所	生産科学の総合研究	福岡縣
熊本大学	風土病研究所	風土病に関する学理及びその應用の研究	長崎縣
熊本大学	体质医学研究所	体质医学の学理及びその應用の研究	熊本縣

(学部附属の研究施設)

第五條 國立大学の学部に、左表の通り研究施設を置く。

大学の名称	学 部	研究施設の名称
北海道大学	理学部	附屬研究所
農業畜産大学	医学部	附属病院、附属病院分院、看護婦養成施設
弘前大学	医学部	附属病院、附属植物園、附属農場、附属演習林
岩手大学	農学部	附属農場
宇都宮大学	農学部	附属農場、附属演習林
群馬大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
東北大學	医学部	附属病院、附属病院分院、看護婦養成施設
千葉大学	農学部	附属農場、附属植物園
東京農工大学	医学部	附属農場、附属植物園
東京大学	医学部	附属病院、附属植物園
東京文教大学	医学部	附属病院、附属植物園
東京水産大学	理学部	附属研究所、附属植物園、附属水產実驗所
新潟大学	農学部	附属農場、附属植物園
金沢大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設

信州大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
駒澤大学	農学部	附屬農場、附屬植物園
三重大学	農学部	附屬農場、附屬演習林
名古屋大学	医学部	附屬病院、附屬病院分院、看護婦養成施設
京都大学	農学部	附屬農場、附屬植物園
大阪大学	医学部	附屬病院、附屬病院分院、看護婦養成施設
鳥取大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
島根大学	農学部	附屬農場、附屬植物園
岡山大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
廣島大学	理学部	附屬植物園
徳島大学	農学部	附屬農場、看護婦養成施設
九州大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
長崎大学	農学部	附屬農場、附屬植物園
鹿児島大学	農学部	附屬農場、附屬演習林
熊本大学	医学部	附屬病院、看護婦養成施設
宮崎大学	農学部	附屬農場、附屬植物園
第三章 國立高等学校	(名称及び位置)	第三章 國立高等学校
第七條 國立大学に、附屬圖書館を置く。	その他の必要な事項は、文部省令で定める。	第七條 國立大学に、附屬圖書館を置く。
第六條 國立大学に、附屬圖書館を置く。	その他の必要な事項は、文部省令で定める。	第六條 國立大学に、附屬圖書館を置く。
(附屬の学校)		(附屬の学校)
第七條 國立大学に附屬の学校を置く場合においては、その組織その他必要な事項は、法律又は政令で定める。	その他の必要な事項は、文部省令で定める。	第七條 國立大学に附屬の学校を置く場合においては、その組織その他必要な事項は、法律又は政令で定める。
第八條 國立大学の各学部に置かれる職員等の定め。	第九條 國立高等学校的名称及び位置	第九條 國立高等学校的名称及び位置
第九條 國立高等学校的名称及び位置	第十條 國立高等学校的名称及び位置	第十條 國立高等学校的名称及び位置
第十條 國立高等学校的名称及び位置	第十一條 國立高等学校的名称及び位置	第十一條 國立高等学校的名称及び位置
第十一條 國立高等学校的名称及び位置	第十二條 各國立学校に置かれる職員の定員は、別表第一から第三までによる。	第十二條 各國立学校に置かれる職員の定員は、別表第一から第三までによる。
第十二條 各國立学校に置かれる職員の定員は、別表第一から第三までによる。	第十三條 各國立学校(附則第三項及び第五項に規定する学校を含む。)に置かれる職員の種類及び定員については、文部省令で定める。	第十三條 各國立学校(附則第三項及び第五項に規定する学校を含む。)に置かれる職員の種類及び定員については、文部省令で定める。
第十三條 各國立学校(附則第三項及び第五項に規定する学校を含む。)に置かれる職員の種類及び定員については、文部省令で定める。	第十四條 國立学校に置かれる職員の任免、懲戒その他人事務に關する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十九号)及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第二号)の定めるところによる。	第十四條 國立学校に置かれる職員の任免、懲戒その他人事務に關する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十九号)及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第二号)の定めるところによる。
第十五條 この法律又は他の法律に別段の定めのあるものを除く外、國立学校の組織及び運営の細目について	(命令への委任)	(命令への委任)

第四章 國立の各個学校	第五章 國立の各個学校
第十條 國立の各個学校の名称及び位置等	第十條 國立の各個学校の名称及び位置等

第六章 國立の各個学校	第七章 國立の各個学校
第十一條 國立の各個学校の名称及び位置等	第十一條 國立の各個学校の名称及び位置等

第十一條 國立の各個学校の名称及び位置等

は、文部省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第二條の規定は、学校の修業年限及び学年の施行に關しては、昭和二十四年四月一日から適用があるものとする。

2 國立総合大學令（大正八年勅令第十二号）

國立総合大學官制（昭和二十一年勅令第二百五十五号）

國立総合大學及び其の学部に關する件（大正八年勅令第十三号）

東京大学講座令（大正八年勅令第十四号）

京都大學講座令（大正八年勅令第十五号）

東北大学講座令（大正八年勅令第十六号）

九州大学講座令（大正八年勅令第十七号）

北海道大学講座令（大正八年勅令第十八号）

大阪大学講座令（大正八年勅令第十九号）

名古屋大学講座令（大正八年勅令第十四号）

官立大学官制（昭和二十一年勅令第二百六号）

教員養成館学校官制（昭和二十一年勅令第二百七号）

官立高等学校官制（昭和二十一年勅令第二百九号）

官立専門学校官制（昭和二十一年勅令第二百十号）

國立総合大學及び官立医科学大学に

臨時医学専門部を設置するの件（昭和十五年勅令第二百七十八号）

工芸技術講習所官制（昭和十五年勅令第七百六十九号）

無線電石講習所官制（昭和十七年勅令第二百七十四号）

官立盲学校及聾哑学校官制（昭和二十二年勅令第二百一十一号）

水産講習所官制（昭和四年勅令第二百二号）

官立盲学校及聾哑学校官制（昭和十七年勅令第二百七十七号）

物理研究所官制（昭和十六年勅令第二十一号）

應用電氣研究所官制（昭和十八年勅令第五十六号）

無線研究所官制（昭和十八年勅令第五十七号）

金屬材料研究所官制（大正十一年勅令第三百六十一号）

農業研究所官制（昭和十四年勅令第五百二十一号）

選鉱製錬研究所官制（昭和十六年勅令第二百六十八号）

抗酸菌研究所官制（昭和十六年勅令第二百九十九号）

科学計測研究所官制（昭和十九年勅令第二百九十九号）

電気通信研究所官制（昭和十九年勅令第六号）

高強力力学研究所官制（昭和十八年勅令第七百六十一号）

傳染病研究所官制（大正五年勅令第四十七号）

東京天文台官制（大正十年勅令第四十五号）

史料編纂に關する職員の件（明治四百五十号）

地質研究所官制（大正十四年勅令三十八年勅令第九十五号）

第三百十一号

東洋文化研究所官制（昭和十六年勅令第二千十一号）

立地自然科学研究所官制（昭和十九年勅令第二百七十七号）

船舶機械研究所官制（昭和二十一年勅令第二百七十三号）

社会科学研究所官制（昭和二十一年勅令第三百九十四号）

環境医学研究所官制（昭和二十一年勅令第二百七十四号）

化学研究所官制（大正十五年勅令第三百三十三号）

人文学研究所官制（昭和十四年勅令第五百二十号）

結構研究所官制（昭和十六年勅令第二百六十七号）

工業研究所官制（昭和十六年勅令第五百二十号）

動植物研究所官制（昭和十九年勅令第四百二十三号）

微生物研究所官制（昭和九年勅令第二百七十七号）

食糧科学研究所官制（昭和二十二年勅令第八百三号）

畜産科学研究所官制（昭和十四年勅令第二百三号）

農業科学研究所官制（昭和十四年勅令第七百六十一号）

電気通信研究所官制（昭和十九年勅令第六号）

非水溶液化研究所官制（昭和十一年勅令第七百六十一号）

温泉治療學研究所官制（昭和六年勅令第二百六十六号）

物理学研究所官制（昭和十七年勅令第二百八号）

勤令第三十号）

第三條に規定する大學は、それぞれその学校の包括する學校の課程を存置するものとす。

第五項に掲げる學校に置かれる職員の定員は、別表第三による。

政府職員の定員に關して定める法律の適用に影響を及ぼすものではない。

第十條及び前項の規定は、別に定めたる職員の定員は、別表第四による。

第十條、第十三條、第十五條及び第十八條、第十三條、第十五條並びに第十四條に「文部省令」とあるのは、昭和二十五年三月三十一日まで、農林大臣の所轄とする。

第五項に定める日まで、東京水産大學にあつては「農林省令」と読み替えるものとする。

第六項に定める日まで、東京医科歯科大學、大阪工業専門學校及び大阪青年師範學校は、より存続するものは、左に掲げる通りとする。但し、東京医学専門學校は、昭和二十六年三月三十一日まで、存続するものとする。

学校は、昭和二十五年三月三十一日まで、東京医科歯科大學、大阪工業専門學校及び大阪青年師範學校は、存続するものとする。

第五項に規定する大學は、それぞれその学校の包括する學校の課程を存置するものとす。

第五項に掲げる學校に置かれる職員の定員は、別表第三による。

政府職員の定員に關して定める法律の適用に影響を及ぼすものではない。

第十條及び前項の規定は、別に定めたる職員の定員は、別表第四による。

第十條、第十三條、第十五條並びに第十四條に「文部省令」とあるのは、昭和二十五年三月三十一日まで、農林大臣の所轄とする。

第五項に定める日まで、東京水産大學にあつては「農林省令」と読み替えるものとする。

第六項に定める日まで、東京医科歯科大學、大阪工業専門學校及び大阪青年師範學校は、より存続するものは、左に掲げる通り通りとする。但し、東京医学専門學校は、昭和二十六年三月三十一日まで、存続するものとする。

学校は、昭和二十五年三月三十一日まで、東京医科歯科大學、大阪工業専門學校及び大阪青年師範學校は、存続するものとする。

第五項に規定する大學は、それぞれその学校の包括する學校の課程を存置するものとす。

第五項に掲げる學校に置かれる職員の定員は、別表第三による。

れる職員の定員は、それぞれその学校を包括する國立大學の職員の定員に含まれるものとする。

第五項に掲げる學校に置かれる職員の定員は、別表第三による。

政府職員の定員に關して定める法律の適用に影響を及ぼすものではない。

第十條及び前項の規定は、別に定めたる職員の定員は、別表第四による。

第十條、第十三條、第十五條並びに第十四條に「文部省令」とあるのは、昭和二十五年三月三十一日まで、農林大臣の所轄とする。

第五項に定める日まで、東京水産大學にあつては「農林省令」と読み替えるものとする。

第六項に定める日まで、東京医科歯科大學、大阪工業専門學校及び大阪青年師範學校は、より存続するものは、左に掲げる通り通りとする。但し、東京医学専門學校は、昭和二十六年三月三十一日まで、存続するものとする。

学校は、昭和二十五年三月三十一日まで、東京医科歯科大學、大阪工業専門學校及び大阪青年師範學校は、存続するものとする。

第五項に規定する大學は、それぞれその学校の包括する學校の課程を存置するものとす。

第五項に掲げる學校に置かれる職員の定員は、別表第三による。

政府職員の定員に關して定める法律の適用に影響を及ぼすものではない。

第十條及び前項の規定は、別に定めたる職員の定員は、別表第四による。

第十條、第十三條、第十五條並びに第十四條に「文部省令」とあるのは、昭和二十五年三月三十一日まで、農林大臣の所轄とする。

第五項に定める日まで、東京水産大學にあつては「農林省令」と読み替えるものとする。

第六項に定める日まで、東京医科歯科大學、大阪工業専門學校及び大阪青年師範學校は、より存続するものは、左に掲げる通り通りとする。但し、東京医学専門學校は、昭和二十六年三月三十一日まで、存続するものとする。

学校は、昭和二十五年三月三十一日まで、東京医科歯科大學、大阪工業専門學校及び大阪青年師範學校は、存続するものとする。

第五項に規定する大學は、それぞれその学校の包括する學校の課程を存置するものとす。

第五項に掲げる學校に置かれる職員の定員は、別表第三による。

第一回

宇都宮大学	四六五人	三重大学	四七〇人	大分大学	三六五人
群馬大学	九〇二人	滋賀大学	三〇七人	宮崎大学	四二五人
埼玉大学	三五〇人	京都大学	三四五三人	鹿児島大学	八二三人
千葉大学	一、六二八人	京都学芸大学	三一九八人	(別表第二)	
東京大学	五、八六七八人	京都工芸高等専門学校	三四七人	國立高等学校の 名稱	高等教育に置か れる職員の定員
東京外國語大学	一二一人	大阪大学	二、五三一八人	大阪大学	四六八人
東京学芸大学	九二六人	大阪外國語大学	一、〇五人	仙台電波高等学校	四六八人
東京農業大学	三二三八人	大阪学芸大学	六七三八人	熊本電波高等学校	五〇八人
東京藝術大学	二九四人	神戸大学	一、〇一五八人	鹿児島電波高等学校	五二八人
東京文教大学	九四五人	奈良学芸大学	二六一八人	高知電波高等学校	六五八人
東京工業大学	九一八八人	奈良女子大学	二三六八人	國立教育学校	六五八人
お茶の水女子大学	三二〇八人	和歌山大学	三二三八人	國立ろう教育学校	九四八人
荒氣通仁大学	一四九八人	鳥取大学	八二一八人	(別表第三)	
一橋大学	三三四八人	島根大学	一三五五八人	國立各科学校の 名稱	各種学校に置か れる職員の定員
東京水産大学	三二二八人	岡山大学	一三七四八人	東京医学専門学校	六五八人
横浜國立大学	六三二八人	廣島大学	一、三〇九八人	東京医療専門学校	七四三八人
新潟大学	一、四九一八人	山口大学	六七〇八人	東京医学専門学校	三五八人
富山大学	四九二八人	徳島大学	八六三八人	東京医学専門学校	七四三八人
金沢大学	一、四九三八人	香川大学	三六五八人	東京医学専門学校	二二五八人
關井大学	三八一八人	愛媛大学	五六一八人	秋田青年師範学校	二八八八人
山梨大学	四一三八人	高知大学	三六五八人	秋田高等師範学校	二五八八人
信州大学	一、四九七二八人	福岡学芸大学	四八七八人	上田鐵道専門学校	一五一八人
岐阜大学	四五二八人	九州大学	一、二九二六八人	大阪工業専門学校	一、四〇八八人
静岡大学	七三二八人	佐賀大学	三二二八人	大阪青年師範学校	六八八八人
名古屋大学	一、九四〇八人	長崎大学	一、二五六八人	○高瀬國務大臣	ましめた國立学校設置法案につきまし
愛知学芸大学	五八八八人				て、その提案理由を御説明申し上げま
愛知工業大学	一、二七八八人				す。

この法律は、國家行政組織法に基
く、國立の新制大学及び高等学校並び
に官教育、費教育の研究を行い、あわ
せて官学校、ろう学校の教員養成を目
的とする國立の各種学校の設置を定め
るものであります。

新制國立大学につきましては、旧制
の大学、大学子科、高等学校、専門學
校及び教員養成諸学校等二百六十七の
学校を、一部の学校を除いて六十
七の大学に編成し、これに今後一年間
を限り、農林大臣の所轄に属する東京
水産大学を加えて、六十八の新制國立
大学を設置するものであります。これ
らの学校については、大学設置委員会
においても、本年三月の総会において
昭和二十四年度から開設することを適
当と認定したのであります。

新制國立大学の編成につきまして
は、実施上の基本方針を定め、それに
よつて計画に當つたのであります。が、
旧制学校の新制國立大学への転換の具
体的計画については、文部省はできる
だけ地方及び学校の意見を尊重して計
画を定めることとしたしまして、しば
しばそれらの関係者と協議して計画を
進めたのであります。大部分の学校に
ついては協議がととのい、基本方針に
沿つて、編成することができたのであ
りますが、二、三の学校については未
解決のまま現在に至りましたことは、
はなはだ遺憾でありまして、それらの
学校はやむなく当分の間、旧制の学校
として存続することをこの法律に規定
したのであります。

次に國立の電波高等学校について中
止します。無線通信士の一般教養の
向上が、各方面から要望せられ、無線
通信に附する専門教育のほかに、普通
教育にも相当重点を置いて、無線通信

士の教育に当らなければならなくなり
ましたので、無線電信講習所を昭和二
十三年八月通信省から文部省に移管
し、全國に三箇所ありました無線電信
講習所を、昭和二十四年度から國立の
電波高等学校に組織を変更することと
なつたであります。

國立教育学校及び教育学校に
つきましては、昭和二十三年度から
ついで、さるに多數の教員を必要
とするようになりますたが、從來の東
京百子校及び東京電信学校師範部の機
構では、教員養成の制度上において
も、教員力においてもまた研究施設に
おいても、はなはだ不十分であります
ので、本年度はとりあえず調査課部
を拡充し、本教育学校を設置して、こ
の教育の研究を一層深めるとともに、
教育において優秀な教員を養成しようと
するものであります。

次に本法案の内容について要点を申
上げます。

まず第一に、新制國立大学について
は、各大学の名稱、位置及び学部につ
いて規定し、あわせてそれらの國立
大学に包括される旧制の学校を掲げま
した。

第二に、各國立大学に附置される研
究所の名稱、位置及びその目的につ
いて規定いたしました。

第三に、各國立大学の学部に附置さ
れてる研究施設を掲げました。

第四に、三つの電波高等學校につ
いては、その名稱、位置及び目的

にて規定いたしました。

第五に、各國立学校に置かれる職員の定員を、各学校ごとに規定いたします。

以上本法案の提案理由及び内容の骨子について御説明申し上げましたが、何とぞ十分御審議の上、すみやかに可決下さいようお願いいたします。

○原委員長 なおこの概要につきまして、日高政府委員より説明を聽取いたしました。

○日高政府委員 國立学校設置法案の概要を御説明申し上げます。

この法律は國家行政組織法に基きまして、六十八の新制國立大学、三つの國立の電波高等学校及び國立の各種学校と、國立盲学校及びろう学校の設置を定めるものでございます。國家行政組織法第八條の第一項によりますと、國立の電波高等学校及び國立の各種学校の行政機関には、内部部局の外、法律の定める所掌事務の範囲内で、特に施設その他の機關を置くことができる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、審議会または協議会及び試験所、研究所、文教施設、医療施設その他の機関を置くことができる場合においては、法律の定めと同様に規定されています。

以上の法律は、別に地元の希望があり、かつ新制國立大学の編成上適当と認めたものは、公立の専門学校もその一部分として合併したのでござります。

新制國立大学の編成につきましては、十一項目にわたる基本方針を定めまして、この基本方針に基いて昨年八月現在で二百六十七ございました全国の官立の大学、大学予科、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校を六十九校と、國立盲学校及びろう学校の設置を定めるものでございます。國家行政組織法第八條の第一項によりますと、國立の電波高等学校及び國立の各種学校の行政機関には、内部部局の外、法律の定める所掌事務の範囲内で、特に施設その他の機関を置くことができる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、審議会または協議会及び試験所、研究所、文教施設、医療施設その他の機関を置くことができる場合においては、法律の定めと同様に規定されています。

この法律は、別に地元の希望があり、かつ新制國立大学の編成上適当と認めたものは、公立の専門学校もその一部分として合併したのでござります。

この法律は、別に地元の希望があり、かつ新制國立大学の編成上適當と認めたものは、公立の専門学校もその一部分として合併したのでござります。

この法律は、別に地元の希望があり、かつ新制國立大学の編成上適當と認めたものは、公立の専門学校もその一部分として合併したのでござります。

この法律は、別に地元の希望があり、かつ新制國立大学の編成上適當と認めたものは、公立の専門学校もその一部分として合併したのでござります。

この法律は、別に地元の希望があり、かつ新制國立大学の編成上適當と認めたものは、公立の専門学校もその一部分として合併したのでござります。

高等学校の最初の卒業者の出る昭和二十四年度から実施することを方針として進めて参つたのでございます。新制大学に切りかえる旧制の大学、大學予科、専門学校及び教員養成諸学校であります。新制國立大学に切りかえる学校は、これらの学校のうち官立学校を対象といたしまして、別に地元の希望があり、かつ新制國立大学の編成上適當と認めたものは、公立の専門学校もその一部分として合併したのでござります。

新制國立大学への転換の具体的な計画については、文部省はできるだけ地方及び学校の意見を尊重して定めることにいたしまして、文部省はこの方針に従つて、しばらく地元または学校当局と協議して統合の計画を定めたのでございまして、これによつて経費の膨脹を防ぐとともに、大学の基礎を確立することにいたしました。この基本方針によつて統合の計画を立てました國立六十九大学設置の可否につきましては、公立の学校二十四、私立百二十三、他省所管のものとともに昨年八月大學設置委員会に諮問したのでござります。大學設置委員会は、学校教育法によつて定められた文部大臣の諮問機関でございまして、四十五名委員をもつて組織し、大學の設置認可に関する事項及び博士その他の学位に関する事項を定めるついては、文部大臣はこの委員会に諮問しなければならないことになつております。大學設置委員会は昨年八月以来、鋭意新制学校の審査に当たり、學校の実情も実地に漏れなく観察いたしまして、本年二月と三月に総会を開き、國立大学

については六十九大学のうち、新制をとりあげました学校だけを除いて、六

とでござります。

電波高等學校は、仙台電波高等学校、輸省関係の商船大学で、合計六十九の十八大学中六十七大学と、他省所管の

大學は農林省関係の東京水産大学、運輸省関係の商船大学で、合計六十九の

大學を昭和二十四年度から大學開設を適當と認めて答申いたされました。そ

の後商船大学につきましては実現不可能の事情が起りまして、この法律では合計六十八の國立大学の設置を認めてあるわけでござります。

新制國立大学への転換の具体的な計画については、文部省はできるだけ地方及び学校の意見を尊重して定めることにいたしまして、文部省はこの方針に従つて、しばらく地元または学校当局と協議して統合の計画を定めたのでございまして、幸い大部分の学校とは協議が整いましたが、秋田鉱山専門学校、上田鐵道専門学校の二つの学校に關係する問題が未解決のまま残つております。この二件につきましては、目下文部大臣は大學設置委員会に特に諮問中でござります。

この基本方針によつて統合の計画を立てました國立六十九大学設置の可否につきましては、公立の学校二十四、私立百二十三、他省所管のものとともに昨年八月大學設置委員会に諮問したのでござります。大學設置委員会は、

國立の各種学校は、國立盲教育学校を東京都に、國立のろう教育学校を千葉県に設置するものであります。前

のものは東京盲学校が転換し、後者は東京聾哑学校が転換したものであります。本科は修業年限一年で、新制大学卒業者を入学させるのを建前としておりますが、当分の間師範学校本科、旧制高等学校高等科、専門学校または大

学の卒業者等を入学させるものであります。本科のほかに理療科と音楽科を

置いてございます。

○原委員長 政府の提案理由の説明はついて特に考慮いたしました点は、第一は、学芸学部及び教育学部は、教員養成の必要から最も重点を置いて計画

したということです。

第二に、学部各科の編成は現在の組

織を基礎といたしておりますが、全國

出版権等に関する法律案、学校教育法

の一部を改正する法律案、右二案を一括して議題に供し質疑に入ります。

質疑は通告順にこれを許します。質疑者は委員長まであらかじめ御通告を願いたいと思います。

○小林(運)委員 ただいま委員長からお話をありました。國立学校設置法の御説明もありました。國立学校教

育法の改正の問題と國立学校設置法等

には相当関連もあると思ひますので、

できるならただいま御説明になりま

た三つは、学校教育法と國立学校設置法と括してやつていただいて、著作権の方だけお先に願つたらどうかと思

います。

○原委員長 ただいまの小林君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原委員長 それではさようとりはか

ります。それは文部省著作教科書の出版権等に関する法律案を議題に供

します。質疑に入ります。

○原委員長 文部大臣にお伺いしたいのですが、文部省においては、

昨年教育の民主化のために検定教科書を促進する御方針をとられたように、われわれ考へておるわけですが、この法律を見ますと何か今後も文

部省の著作教科書というものがんずん出るような印象を受けるのであります。今後どういうものが出来るのか、あるいは今まで出しているものをずっとまだ続けるつもりなのか、その点に

ついてまずお伺いしたいと思います。

○高瀬國務大臣 文部省といたしましては、教科書は検定主義によつて出

てくるといふ方針を立てております。ですから、できるだけ文部省自身の著

作するものは、しない方針で行つてお

るわけであります。ただし少し過渡期といたしまして検定のものが十分そろわない、いろいろな準備の足らないところもありますので、当分の間検定

でない文部省自体の著作のものも続い

て出る、こういう状況であります。

○今野委員 現在ある教科書または今後つくる予定の教科書について具体的

に、もし資料がありましたら、何点くらい、およそどんなのがあるかといふ御説明願いたい。

○稻田(運)政府委員 現在発行いたしてお

いと存じます。

○高瀬國務大臣　ただいまのお話にありますたよな点で、いろいろと教育上の思はくない影響があるということは、私も認めておるわけであります。しかしそれもだいぶ局長から申し上げたような事情でもつて、これをすぐさまで根本的に取除いてしまうということを実事上非常にむずかしい問題であります。ですからできるだけの手を盡しまして、そういうことを排除して行く方法を、文部省としては極力努力して参るというほかないかと思つております。今度のような問題も、やはり新しい制度がつくられて、教科書につきましても新しい方針で計画されますが、今まで起りがちなものでありますて、初め机の上で考えましたことも、なかなか實際やつてみるとその通りには行かぬよな点もあつて、そういう結果にもなつたかと思いますから、そういう点は実際に即してできるだけ早くこれを改善していくものにするということで全力を盡して行く、こういう方針であります。

○今野委員 先日私地方に参りました

視察いたしましたところが、中学校の生徒が現在使つておる教科書が、依然として古いコース・オブ・スタディによるものが使われており、しかもそれがそのままに使われておるといふような事実が、実際に見られるわけでございます。たとえば、こまかいことではありますが、数学からは力学的な問題を除くといふ趣旨が徹底しないで、やはりそのままに使われておるといふことを、現実に自分で見て参つたわけであります。そういうような事実がある。し

かも文部省でもこうじうことに對して十分な手を打たれていない。そのためには、参考書あるいは教科書類に今度は、参考書あるいは教科書類の、粗悪な出版物の中にはまじつておられます。中には良質なものもある。そういう参考書類というものが、非常にあふれても見るよに見受けられます。それで私はもしもかりにそういう参考書類の中で、比較的良質なものを幾つか指定して、そういうものでも使うといふように見受けられますが、それでも私はもうかりにそういう氣をするのですが、事實は教育に熱心な学校では、そういうものをかなり使つておる。もしもそれほどでなくして使わないところがあればそれでもよろしいと思います。強制する必要は毛頭ありませんが、しかしそういうものを若干認めないと、粗悪なものが横行するというような状態になつておるようを見受けられます。この点について実際的な問題として、何らかの御処置は願えませんものでしようか、その点お伺いしたいと存じます。

○稻田政府委員 御承知のごとく学校

教育法の規定によりますれば、教育上有益な参考書は使用できることに相なつておりますので、各学校とも相当各教科にわたつて参考書を使用しておるが、二十四年度分としては四千八百万ポンド程度しか得られないわけであります。ただお話をようやく出ておりましたが、二十二年、二十三年と比較いたしますと、二十二年、二十三年と比較いたしました順で明年度の教科書に充てておられますので、今日その計画の途中におけるべきで、他に振り向けるといふことは改善されて参りましたが、大体教科書といたしましては六千万ポンドほどあります。私どもとしては必要だと考へておりますのが、二十四年度分としては四千八百万ポンド程度しか得られないわけであります。ただお話をようやく出しましたが、二十二年、二十三年と比較いたしました順で明年度の教科書に充てておられますので、今日その計画の途中におけるべきで、他に振り向けるといふことは改善されて参りましたが、大体教科書といたしましては六千万ポンドほどあります。

○今野委員 先日私地方に参りました

視察いたしましたところが、中学校の生徒が現在使つておる教科書が、依然として古いコース・オブ・スタディによるものが使われており、しかもそれがそのままに使われておるといふような事実が、実際に見られるわけでございます。たとえば、こまかいことではありますが、数学からは力学的な問題を除くといふ趣旨が徹底しないで、やはりそのままに使われておるといふことを、現実に自分で見て参つたわけであります。そういうような事実がある。しかしそれもだいぶ局長から申し上げたような事情でもつて、これをすぐさまで根本的に取除いてしまうといふことを実事上非常にむずかしい問題であります。だからできるだけの手を盡しまして、そういうことを排除して行く方法を、文部省としては極力努力して参るといふことはあります。ただお話をようやく出しましたが、二十四年度分としては四千八百万ポンド程度しか得られないわけであります。ただお話をようやく出しましたが、二十二年、二十三年と比較いたしました順で明年度の教科書に充てておられますので、今日その計画の途中におけるべきで、他に振り向けるといふことは改善されて参りましたが、大体教科書といたしましては六千万ポンドほどあります。

○今野委員 ほかの点についてちよつとお伺いたいと存じます。この

附則によりますと、現在すでに出版を行つておる者の出版に関する権利は、この法律の規定によつて設定された出 版に於ける権利がすべての教科書につつほどの会社と契約いたしておられます。そのうち國定一本で参ります分が、その契約は昭和二十四年度分で切れるわけであります。すなわち二十五年度分につきましては、まつたく無契約になります。ここにあげております二十二年三月三十一日までの間に、出版に於ける権利がすべての教科書について消滅してしまったわけでございまして、そのうち國定一本で参ります分につきましては、検定の合否が決定いたしますれば、採択という時期に至らなければ、採択といふことになります。ここで、少なくとも一回は、そのうち國定一本で参ります分につきましては、検定の合否が決定いたしますれば、採択といふことになります。たとえば、こまかいことではありますが、数学からは力学的な問題を除くといふ趣旨が徹底しないで、やはりそのままに使われておるといふことを、現実に自分で見て参つたわけであります。そういうような事実がある。しかしそれもだいぶ局長から申し上げたような事情でもつて、これをすぐさまで根本的に取除いてしまうといふことを実事上非常にむずかしい問題であります。だからできるだけの手を盡しまして、そういうことを排除して行く方法を、文部省としては極力努力して参るといふことはあります。ただお話をようやく出しましたが、二十四年度分としては四千八百万ポンド程度しか得られないわけであります。ただお話をようやく出しましたが、二十二年、二十三年と比較いたしました順で明年度の教科書に充てておられますので、今日その計画の途中におけるべきで、他に振り向けるといふことは改善されて参りましたが、大体教科書といたしましては六千万ポンドほどあります。

○今野委員 たいへん長くなつて申訳ございませんが、もう一点お聞きした

い。ただいま用紙の点をお伺いした理由は、算数の教科書は今度はあまりお読みても、相當進んで参るよう御援助を申し上げ、御相談にもあづかつておるような次第でござります。今日は、各地にそれ／＼教員の間あるいは専門家をはじめての研究会が起つて参つておりますので、そうした方面の活動においておきましても各教科についておきましては、各地にそれ／＼教員の間あるいは専門家をはじめての研究会が起つて参られるのではないかと考へます。

○稻田政府委員 ただいまの御質問でござりますが、つまり検定教科書が何種類出て、それがどのくらいの場所で採択されるかという数が確定いたしません。

科書を刷るかということはわかりません。この分につきましては、そのわかった時期に入札したのではあるいは間違わないかも知れない。その分については從來の発行会社にもう一年やらせて、来年になつて、見本展示会がもう少し早くなつたら全面的に競争入札にし得る段階になるというふうに考えられます。

○今野委員 そうすると、文部省のお見込みとしては、この法律を實際に施行するのは当分ない。二十五年度分についても、見本展示が遅れるといつどありますか。

○稻田政府委員 ただいまのお答えにありましたように、検定の結果がわかりますと、國定一本のものが残るのが七月か八月くらいになりますので、七月か八月くらいには幾つかの種類の教科書の本年度の入札が行い得ると考えております。それからさらに十月の末

あります。それが早いといふと、それが実際に施行されるのはいつごろでありますか。

○稻田政府委員 たゞいまの質問の仕方が悪いの間に合わないということになるのではないかと思いますが、そうなればこれが実際に施行されるのはいつごろでありますか。

○稻田政府委員 たゞいまの質問の仕方が悪いの間に合わないといふことになるのではないかと思いますが、そうなればこれが実際に施行されるのはいつごろでありますか。

○今野委員 たゞいまの質問の仕方が悪いの間に合わないといふことになるのではないかと思いますが、そうなればこれが実際に施行されるのはいつごろでありますか。

○稻田政府委員 たゞいまの質問の仕方が悪いの間に合わないといふことになるのではないかと思いますが、そうなればこれが実際に施行されるのはいつごろでありますか。

○稻田政府委員 あらゆる教科書は、

御承知のごとくに教科書發行に関する臨時措置法によりまして、教科書目録に載せますと、その中からその学校で選択してもらいます。従いまして、國定の教科書を採択せられる方がずっと続く限りは、その教科書の發行といふものは繼續いたすのでござりますけれども、文部省設置法の附則にありますように、一万部を下つた場合には發行を停止するといふ予定であります。

○今野委員 私の質問の仕方が悪いのかもしれぬけれども、要点をはずしてお答えになるようでよくわからないのですが、さつきおつしやつた今まで検定が出てしないで、従つて今後とも永久に出ないものと考えられる。そういうものがいつまでも残るとおつしや

るので、そういうものは一体どれどどちらでありますかといふことをお聞きしておるのであります。

○稻田政府委員 全科目について、本年度はもう検定を開始しております。申請が具体的でない科目もあるかもしませんけれども、申請を拒否するような科目はもうない状態でござります。

○今野委員 そういうことを聞いていたのですが、この法案について十分お聞きしたいというのは、実はこれは文部省としてどの程度までこの國定教科書といふものをおつしやつたのでありますけれども、これはその時期によつて間に合はないことが考えられますれば隨意契約にいたします。

○今野委員 これは文部省設置法のこまかいところにも関係するので、お伺いいたしたいのでありますけれども、その検定がなくして、そうして今後ずっと文部省でおやりになるらしいといふことを、さつきおつしやつたのでありますけれども、それは一体どんなものでございましょか、具体的にお話願いたい。

○稻田政府委員 あらゆる教科書は、

す。それをお答え願いたいと思います。

○稻田政府委員 全然出願のない科目は、たとえば特殊教育に関するもの、これ

は、たとえば特殊教育に関するもの、これ

廳、それから関係方面と協議いたしました結果、スライド制によりまして、各部数に応じて納めます率がまつておるわけでありまして、その最高と最低をここに書いたわけであります。

○渡部委員 文部省の答申の中では、文部省の教科書をできるだけ少くして一般に廣く原稿を求めて検定による教科書をつくると言わされました。これは非常落ちる見込みのもの、これはおよそ

はつきりしておるのは學習指導要領式のいわゆる教科書に準するもの、これ

は、たとえば特殊教育に関するもの、これ

いうふうな民主的な團体が参加しておつたのです。ところが途中にしてこの三つの團体が除外されてしまつたといふ事件が起きた。この問題は當時御存じのよう非常に大きな問題となつて、文部省にば／＼諸團体から抗議があつたはずだと思いますが、文部省はなぜ検定委員会の中からこういう三つの團体を除外されたのか。特に民主主義科学者協会と申しますと、これは

大学、高等専門学校の進歩的教師を中心にはほとんど大部分の廣汎な学者が参加しておる團体であるのに、こういう團体をなぜ除外されたのか、この点をお聞きいたします。

○稻田政府委員 検定委員としてきました方々の中から、お話をよそ五名を選びましたおおよそ五千点をまずお尋ねします。

○稻田政府委員 検定委員会は、十六名の検定調査員と、その検定調査員が各科目について選びましたおおよそ五百名ばかりの調査員と、それから事務担当などあります。これは相当大きな経済的な負担なのですが、結局文部省とし

ては、こうしたことによって今までの七社以外に出ることができるか、ある

のがあります。これは以上どの程度に拡大されるお見込みでございましょうか。

○稻田政府委員 各教科書種目ごとに

入札を行いますけれども、もちろん一社でもつて幾つかの種類を引受けるものがあります。これはやつてみないと、ただいまの御質問について的確なお答えはできにくいと思います。

○稻田政府委員 この法律では、たとえば十三條によりますと、何か印税に相当するようなお金が「百分の二から百分の十六・六までの範囲内で」というようなことになつておりますが、これは何によつてこういうふうに違つて来る

のでありますよ。か、ちょっとお伺いいたしたいと思います。

○稻田政府委員 これは現在文部省著作教科書について印税をとつております

そのままの標準を、ここに掲げてお

いては専門家の学術團体として明確に選挙母体とさえなつておるような團体

者協会といふような、すでに國際的に認められており、また學術會議においては専門家の学術團体として明確に

選挙母体とさえなつておるような團体

ども徹底しませんが、民主主義科学

者協会といふような、すでに國際的に認められており、また學術會議においては専門家の学術團体として明確に

選挙母体とさえなつておるような團体

ども徹底しませんが、民主主義科学

者協会といふような、すでに國際的に認められており、また學術會議においては専門家の学術團体として明確に

を除外された理由が、少しもはつきりしていられないわけです。そういう理由がつつきしていませんと、今後検定は常に重大な関係がありますので、その点をもつと明確にお答え願いたいと思います。

○稻田政府委員 最初考えました各界、各團体の数が非常に各方面にわたっておつたわけあります。ただその中から教育界から何人、学界から何人、あるいはその他の審議会から何人などんく少くして參りまして、それでおちついたところを実際に実施したわけであります。それだけの意味であります。

○渡部委員 その点私非常に不満であります。それが一應別としまして、當時歴史学研究会、民主主義科学者協会の歴史部会、この二つの團体が共同研究をしまして、共同の歴史教科書の編纂委員会をもつて、ここで科学的歴史教科書を検定に出したわけであります。その場合に文部省の方から、まだ歴史教科書ができていないために検定を中止するというようなことが、そのときには至つて起きたわけですが、なぜその場合に、このように最も有力な、えり抜きの学者たちによつてつくられた原稿がすでにできているのに、これが検定の対象にならなかつたか、その点をお聞きしたい。

○稻田政府委員 昨年受けました検定の種目は、二月に官報公示をいたしております。決してつさに変更はないのであります。昨年は関係方面から歴史については検定出願を許されなかつたといふような状況で、最初に

公示いたしました種目のうちに歴史の科目はなかつたのであります。

○渡部委員 関係方面から歴史に関する検定の指示がなかつたという理由はお答え願えますか。

○稻田政府委員 当時におきましては日本史のコース・オブ・スタディもできておりませんし、また新コースによる日本歴史教科書もまだオーネーになつていなかつた、そういうふうな事情であります。

○渡部委員 それで先ほどの問題に入りますが、そのため二十二年度用は、これは教科書ではないが、「くにのあゆみ」を一般に参考書として使用せめているということでありました

がどのようなものであるかということについては、これは歴史の学問に少しでも身をゆだねている人ならば、すぐはつきりするよう、非常に非科学的なものであつて、教科書としては將來の日本の國民の歴史教育の上から絶対に許さるべきでないということにつきまして、これを絶版にするか、教科書として完全に廃止すべきであるといふことを歴史学研究会及び民主主義科学者協会の歴史部会において決議して、文部省の方に提出されているはずと思う。ところが、文部省としましては、これを依然として参考書として許している。このような非科学的な日本歴史を誤らせるような、あるいは歴史についての児童の考え方を科学的なものでないようにするようなものを参考書として許されているとするならば、今後各学校におきまして教師がかつて自分自身の意思によつてどのような教科書を参考書として指導のため

に用いても、文部省としてはこれに干渉せず、あるいは黙認するという態度をとるわけですか。

○稻田政府委員 「くにのあゆみ」は、先ほど今野委員にもお答え申し上げましたように、國民学校當時に編纂したました暫定教科書でありまして、新日本史のコース・オブ・スタディもできておりませんし、また新コースによる日本歴史教科書もまだオーネーになつていなかつた、教育になりましてからは増刷り再版はいたさなかつたのであります。ただその参考書として使用することを禁止されるは拒否しなかつたという程度の扱いをいたしたわけであります。一般に参考書では自由に学校職員の選択によって使用し得る状態であります。

○渡部委員 それでは文部省は「くにのあゆみ」というかつての教科書、これが科学的なものであり、教科書として妥当なものであるということを現在も認めておられますか。

○稻田政府委員 現在教科書として妥当なものは考へてないのであります。新教育においては、小学校の社会科におきましては、あいの教科書は使いにくく、使い得ない状態であります。文部省におきましては、先般来新しく日本史の教科書の編纂に從事いたしております。

○渡部委員 科学的であるかどうかといふことをお尋ねしたわけであります。新教育における教科書一般の性質から見て、教科書とし、あるいは文部省著作としたからといって、その内容を学生生徒に押しつける性質のものにはならぬと考えております。

○渡部委員 非常に私たち文部省の答弁が不確かであり、十分納得できない点があるわけですが、これは今後の教育の上に非常に重大な問題であります。さらに機会があれば御質問を切ります。

○原委員長 渡部君、共産党の方のお二人の発言で大分時間を独占されるよう形になりますから、簡潔に願います。

○渡部委員 そこで、「民主主義」という教科書ですが、この問題はしばしば問題になつてゐるわけですが、たとえばフランス革命の歴史的な諸問題に

ことは、学者はみな認めているのです。それから、最後の、共産党に対する解説の仕方も事実に反していっていること、何よりもまず事實こそが眞理なのであつて、こういう眞理にも反している。従つて、理解的にはざんきわまるものであり、單にざんきわまつて用ひるべく、デマゴーグとなつてゐるものでなく、デマゴーグとなつてゐる。かようなものを文部省は教科書として用いることを妥当なりと考へておられるかどうか。

○稻田政府委員 「民主主義」につきましては、光般今野委員にもお答え申し上げたのですが、民主主義といふものについてわが國憲法の立場に立て編纂いたしました書物であります。文部省の教科書として押しつけるものについてわが國憲法の立場に立て、文部省著作としたからといって、決してその内容を学生生徒に押しつけるといふようなお話をございますけれども、これは新教育に関する教科書一般の性質から見て、教科書とし、あるいは文部省著作としたからといって、決してその内容を学生生徒に押しつける性質のものにはならぬと考えております。

○渡部委員 科学的といふ点になると、いろ／＼な見解があつて、私は思いますが、私どもは決して非科学的とも考へておりません。

○庄司委員 それではごく簡単に伺

いしたい。入札の方法について、一部当りの、より低廉なるものに落札するという意味のことがございま

たが、一部当りの評価は、むろん出版業者、印刷業者を経ますけれども、全体で十万部印刷する、あるいは百万部

であるといふことも同時にお示しになりましたと、一部の単價が出て来ないことは御承知の通りであります。そういう場合の入札の方法、また落札を決定する場合の運営方法、これらをお伺い申上げます。

第二点は、文部大臣が最低の予定價格をきめるといふことが今の御説明のようであります。文部省の中に、そ

ういう予定價格を決定する、そういう見識のある、あるいは体験のある、お偉い方がいらっしゃるかもしれませんけれども、それは紙の原價において、あるいはインクにおいて、活字において、あるいは製本において、あるいは日本國內の暖かい南国と保溫を必要とする東北・北海道とにおいて、印刷工場における一冊当たりの単價の計算が違つて参ります、そんな場合において、より低廉なる一冊を単位とする落札予定價格の決定ということを、どんなふうになされる御方針であるか、具体的にお伺いしておきたい。

○稻田政府委員 御質問の第一点であります。が、總部数はもとより告示にはつきりいたします。最初に、刷る部数が何万部であるか、その本が何ページであり、紙質がどうで、絵がどうだと定価の決定ということを、どんなふうになされる御方針であるか、具体的にお伺いしておきたい。

○原委員長 つまり、総部数はもとより告示にはつきりいたします。最初に、刷る部数が何万部であるか、その本が何ページであり、紙質がどうで、絵がどうだ

いうようなことを詳細に告示いたしましたが、落札予定價格を立てる点につきましては、現在文部省におきま

ても、こういう関係の専門家が參與しておしまして、始終実際の状況について研究はいたしておりますが、用紙につきましてはマル公明定の價格にいたります。そのほか、製版費印刷料、運搬料、というようなものにつきましては、全国各地の実際状況を十分調査して、それに基いた資料によりまして製造原價の算定をいたすことになつております。

○稻葉委員 第二條、第三條、第四條につきまして、ちょっと御質問いたし

たい。

第二條の、出版権を取得しようとする者は、その資格について文部大臣の審査を受けなければならぬ。従つて、文部大臣の審査権是非常に重要なものであろうと思います。その審査をするにあたつては、教科書出版資格審査会の諮問を経て行うといふことになりますが、諮問機関であるといふ点であります。その審査を終つてから審査の結果は、文部大臣が任命する。」といふ規定がござります。それから審査会の審査員を二十人といたしまして「学識経験者及び関係各省各廳の職員の中から、文部大臣が任命する。」といふ規定がござりますが、その学識経験者とそれから関係各省各廳の職員のうちから選ばれる審査員との比率は、「一体どの程度にお考えになつてゐるのか、お尋ねしたいのであります。

それから第四條の但書「但し、競争に付するいとまがないときは、第二條の審査に合格した者との随意契約によることができる。」といふことになりますと、第六條等の規定から考えまして、常に競争に付するいとまがないものとして、この第四條但書があるいは

審査権限の濫用になるおそれがないであろか。從いまして但書を削除する

御意思はございませんかどうですか。あるいはまた少くともそういう意を要する場合には、ある程度審査会の関與を必要とするといふようなことにいたります。

○稻葉委員 それらの点を一括してお答え願いたいと

思います。

○稻田政府委員 第一の点であります。が、もとよりこうした法律において設けられる審査会でありますので、諮問機関ではありますけれども十分その御決定を尊重することは当然であります。

それから審査会の構成であります

が、一應ただいまのところ考えており

ますのは、関係各省廳の官吏六名、そ

れから紙の関係、出版の関係、印刷の

関係その他の業界から七名、それから

教科書の発行供給の実際の事業家四

名、それ以外に学識経験者として三名

以内、これは教育界とかあるいは教科

書委員会といふような面から參與され

るのだろうと思ひますが、それで大体二十名の振合いで一應ただいまのところは考えております。

それから審査会の審査員を二十人と申しますのは、御承知のごとく教科書は非常に大部数でございまして、製

造いたしましてからこれを学校に間に違

いなく届けます場合に相当な日数がかかります。しかじて学年の点から逆

算いたしまして、それだけの日数がどうしてもこうした競争入札をやるいとまないと考へられます場合に限つて随意契約をいたすわけございまして、要するにほかの出版物と違つて、買わなければいいといふわけではありません。

○稻葉委員 終りました。

〔参考〕

文部省著作教科書の出版権等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

ませんで、一定の時間に間に違ひなく学

校に届くという点が非常に重要な問題でありますので、こうした條項を設け

ることは必要だと考へております。

○稻葉委員 そうなりますと、第六條

以下のこういふ低廉な業者に出版権を

与えるという趣旨の規定があるといふ

ように思ひます。それならば、少

くとも審査権限の濫用にならないよう

に、審査会のある程度の関與、つまり議決を経るとか、あるいは諮問を経るとか、そういつた意味の関與を必要と

するよう思ひますけれども、その点はお答えがなかつたようありますか

ら、あらためて伺いたいと

思ひます。

○稻田政府委員 言葉が足りませんで

したが、こうした場合は、おそらく非常にまれな場合だらうと思ひます。普通の場合は、こうした趣旨の法律をつくるのでありますから、自由競争といふ道に持つて参り、非常に例外のよう

な場合に今申したようなことはいたす

のであります。もとよりわれくといふ

たしましては、その前に審査会を開く

のでありますから、十分審査会の了解を得て、審査会においてもそうしたこ

とがやむを得ないのだといふお考へ

と考へております。

○稻葉委員 終りました。

〔参考〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原委員長 御異議なしと認めます。

○水谷(界)委員 この際討論を省略し

て採決に入りたいと思ひます。この動議を提出いたします。

○原委員長 水谷君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原委員長 御異議なしと認めます。

それで、文部省著作教科書の出版権等に関する法律案の採決をいたしました。本案に賛成の方の起立を求めます。

〔総員起立〕

○原委員長 起立全員。よつて本案は満場一致をもつて可決と相なりました。(拍手)

本法案について本会議に報告する報告文の内容につきましては、委員長に満場一致をもつて可決と相なりました。

○原委員長 御一任願えましょか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原委員長 それではさようとりはからります。

本日はこの程度で散会いたしたいと

思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○原委員長 それでは本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

〔参考〕

文部省著作教科書の出版権等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕